是川縄文の里周辺地区における 景観の保全・形成に係る提案 報 告 書

平成 20 年 3 月

是川縄文の里周辺景観づくり推進会議

- 目 次 -

はじめに		1
1	. 調査・検討の対象範囲	1
2	. 調査・検討の手順	2
第1章	是川縄文の里周辺地域の概況	3
1	. 自然条件	3
	. 社会条件	
3	. 関連計画等における当該地域の位置づけ	6
第2章	是川縄文の里周辺地域の景観特性	7
1	. 景観資源	7
2	. 配慮を要すると思われる景観	8
3	. エリア別景観特性と良好な景観形成に向けた取組例	9
第3章	是川縄文の里にふさわしい景観づくりの方向性	13
1	. 是川縄文の里周辺地区における景観形成の意義と必要性	13
	.「是川縄文の里周辺地区」の区域及び区分	
3	.景観目標像	16
4	. 景観保全・形成の方向性	16
第4章	具体的な景観保全・形成の方策	19
1	.「良好な景観形成のための行為の制限」の基本的な考え方	19
2	. 届出を必要とする行為及びその規模	21
	. 行為の制限	23
4	. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の	
	設置に関する行為の制限に関する事項	27
第5章	景観の保全・形成に向けた今後の課題	28
参老 <i>(3</i>	長員名簿等)	30
	~~~ —·~ ~ /	

#### はじめに

我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法が平成17年6月に全面施行されたことに伴 い、全国各地で良好な景観の形成に向けた様々な取組が盛んに行われるようになってきました。

このようななかで、八戸市が積極的な景観行政を展開していくため平成19年7月に景観行政団体 となったことを契機として、県の提案により「縄文の里エリア」の良好な景観の保全・形成のための 計画づくりについて協議するため、「是川縄文の里周辺景観づくり推進会議」が平成19年10月に 設立されました。

地域住民代表、是川縄文遺跡関係者やまちづくり活動団体、学識経験者、行政からなる委員で構成 されるこの推進会議では、先進事例調査や是川縄文の里周辺地域の景観特性の調査を踏まえ、当該地 区の良好な景観の保全・形成に係る検討を重ねてきました。

この提案報告書は、これまでの検討結果を「是川縄文の里周辺景観づくり推進会議」がとりまとめ たものです。

#### 1.調査・検討の対象範囲

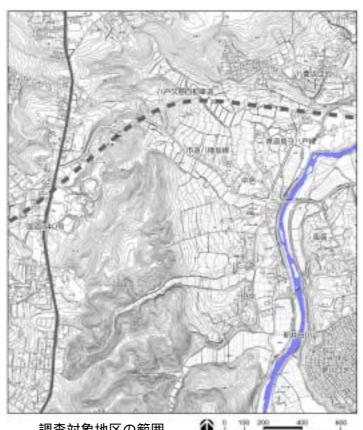
是川遺跡を含む台地面を中心に、山林に囲まれる、おおむね南北 2.0 km、東西 1.5 km四方。

・北:建設中の八戸久慈自動車道予定地と、北側の高台にある八重坂団地の付近まで

・南:田中地域南側の水田と山林の付近まで

・西:国道340号まで

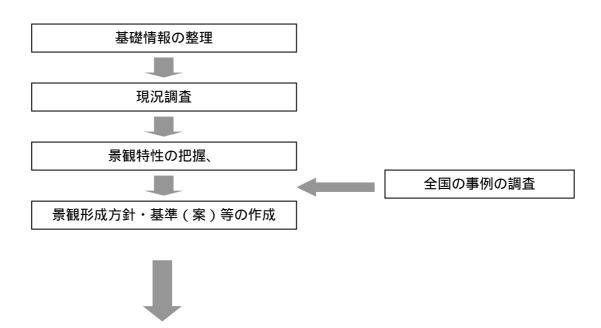
・東:新井田川と、南部に位置する是川団地の付近まで



調査対象地区の範囲

#### 2 調査・検討の手順

#### (1) 素案の作成

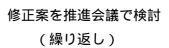


#### (2)推進会議で検討

< 是川縄文の里周辺景観づくり推進会議> 地域住民代表、関係団体代表、学識経験 者、行政等 (事務局:県都市計画課)

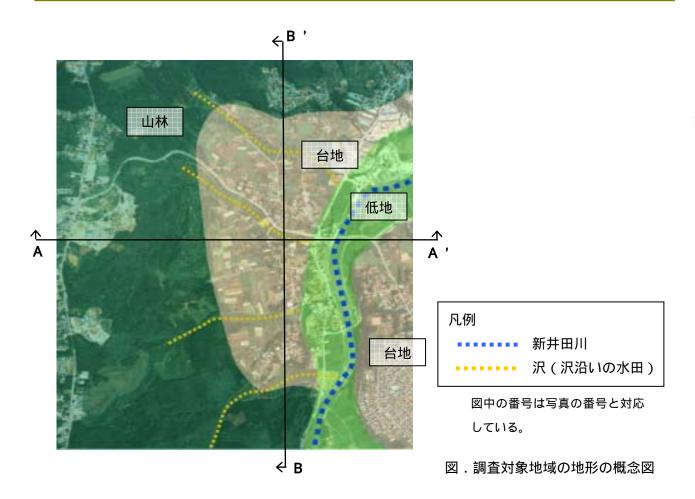


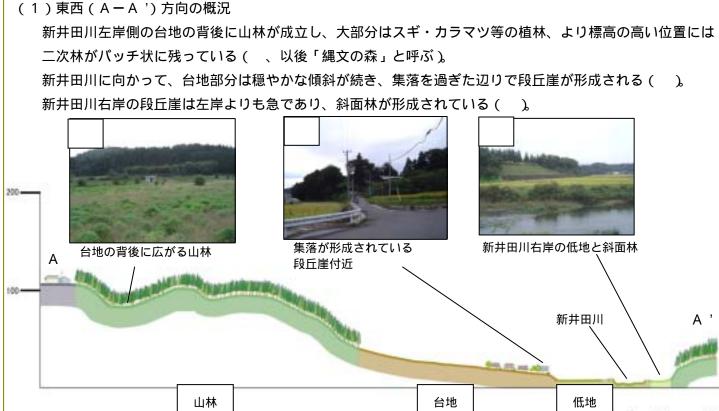
(3)推進会議における意見を踏まえ素案を修正



# 1. 自然条件

地形は、大きく山林、台地、新井田川沿いの低地に分けられる。 台地部には、4本の沢(沢沿いの水田)が西から東に伸び、緩やかな起伏を与える。 樹林地は、山林や河畔林、沢沿いの斜面林などの形で存在している。





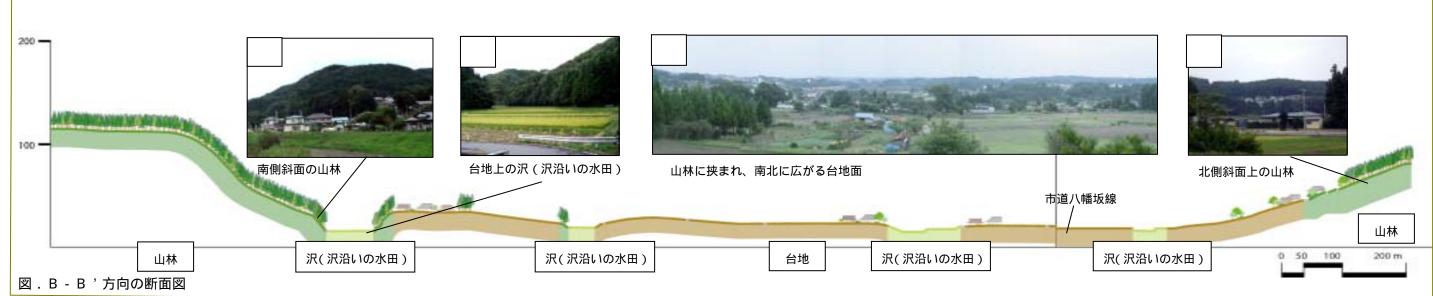
#### (2)南北(B-B')方向の概況

図. A - A ' 方向の断面図

台地は南北を斜面地山林に挟まれている(、、)。

斜面地を過ぎると、沢(沢沿いの水田)で標高が下がるものの、概ね平坦で新井田川に向かって緩やかな傾斜のある台地面が続く( )。

「縄文の森」から新井田川に向かって広がる台地は、国道近くまで続く沢(沢沿いの水田)( )によって刻まれ、それらに挟まれる形で畑地が広がっている( )。



# 2. 社会条件

台地部分の多くは畑地・水田として利用されている。 段丘崖の斜面を中心として山林が残り、集落周辺にも緑が多く見られる。 小規模の集落とともに、住宅団地も存在している。

#### (1)土地利用

空中写真から、台地部分では田畑の割合が高いことがわかる。

宅地としての利用は北東部の八重坂団地や南東部の是川団地に集中しており、台地上には小規模の集落が点在している。

八戸市の都市計画では、調査対象地区全体が都市計画区域に含まれ、是川団地は市街化区域(用途地域は主に第一種低層住居専用地域)に、それ以外の地区は市街化調整区域(用途地域の指定なし)に指定されている。

農地の過半が農用地区域に、山林の大部分が地域森林計画対象民有林に指定されている。 八戸市都市計画マスタープランでは、是川団地を除いたエリアの全てを、「自然的土地利用を行 うゾーン()」に指定している。

#### ) 自然的土地利用を行うゾーン:

無秩序な開発を抑制し、緑豊かなうるおいとやすらぎを生み出す、自然的環境の維持・保全を図るゾーン。



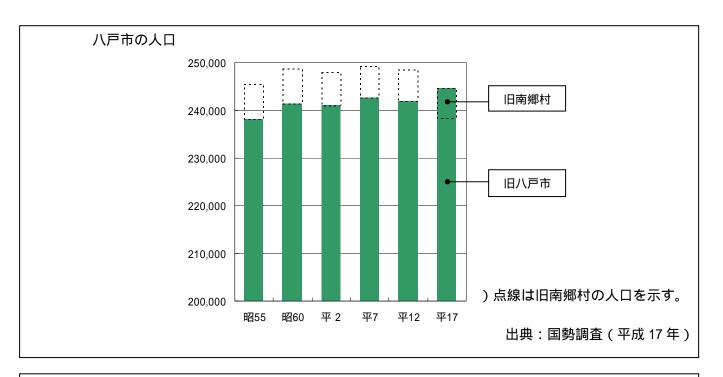
図. 土地利用の様子

#### (2)人口

八戸全体における平成 19 年 9 月現在の人口は約 25 万人となっている。昭和 5 年以降、人口増加が続いていたが、昭和 60 年以降は停滞し、現在は減少傾向にある。

対象範囲を含む是川地区の人口は、2,262 世帯、5,804 人(平成 19 年 4 月現在)で、一戸あたりの家族人数は約2.5 人である。

住宅は団地部分等に集中しており、対象範囲である中居、田中、風張地区では 158 世帯、466 人が暮らす空間となっている。



対象地区と周囲の団地における人口の比較(平成19年8月現在)

	世帯数	地区に占める割合	人口	地区に占める割合
小規模集落	158	7.0%	466	8.0%
八重坂団地	238	10.5%	608	10.5%
是川団地	1,299	57.4%	3,187	54.9%
是川地区全体	2,262	100.0%	5,804	100.0%

) 算出した人口は、以下の各字区における人口と合計したもの。

小規模集落:中居、田中、風張

八重坂団地:八重坂

是川団地:是川1丁目~5丁目

出典:八戸市

#### (3)歴史・文化

調査対象地区では、少なくとも紀元前3500年から人が住んでいたことがわかっている。 是川遺跡では、大正9年(1920年)から発掘調査が行われており、現在までに「一 王寺遺跡」、「堀田遺跡」、「中居遺跡」の3箇所が発見され、この3つを総称で「是川 遺跡」と呼んでいる。

八戸市では、是川遺跡を通して「縄文人の暮らしや文化」の総合的な復元を目指した 「是川縄文の里整備事業」を進めている。

これまでに発掘調査、シンポジウム等の実施に加え、現在「是川縄文館」の建設計画が進んでいる。

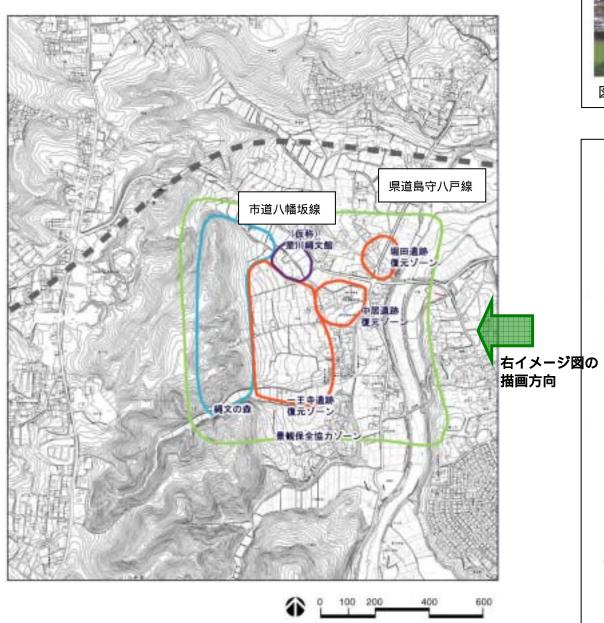


図 .是川縄文館外観パース 出典: 是川縄文の里整備事業関連資料

図 . 是川縄文の里イメージ 是川縄文の里イメージ 出明進済(八戸市)

図.是川縄文の里ゾーニング

# 3. 関連計画等における当該地域の位置づけ

第5次八戸市総合計画では、「文化・スポーツプロジェクト」の1つとして「是川縄文の里整備事業」をあげ、貴重な歴史遺産の適切な保存・活用と次世代への継承に向けて(仮称)是川縄文館建設及び遺跡整備を進めることとしている。

八戸市都市計画マスタープランでは、館・是川地域のめざすべき方向として、是川遺跡等の歴史文 化資源の保全と活用による地域活性化があげられている。また、まちづくりの方針の中では、是川 遺跡を縄文の里及び緑豊かな史跡公園として整備するとともに、新井田川の河川沿いは自然を活用 した親水・緑地空間や川沿いの散策路の整備を進めることとしている。

八戸市景観計画では、市の地形や土地利用により市域を8種類の景域に分類している。対象地は「台地丘陵景域」に含まれ、緑地・里山等の自然的景観の保全と、それらと調和する集落の景観を形成していくこととしている。

# 1.景観資源

山林や沢沿いの斜面林、河畔林などの自然資源は、落ち着いた景観を形成する。

社会資源のうち、畑地や沢沿いの水田などは、おだやかで潤いのある農村景観を形成する。また、道路や 縄文学習館では周辺からの来訪客を迎え、にぎわいある空間を形成する。

遺跡エリアや、周辺の寺や神社などの歴史・文化資源は、地区内で紡がれてきた人々の営みを伝え、現在の景観に深みを与える。

地区を代表する眺望点は、台地の縁や新井田川沿いなどに存在し、遺跡エリアを含む台地部分が広がる景観など良好な眺めが得られる場所となっている。

#### 台地斜面林、 広がりのある畑



南北に広がる畑地の背景には、手前が人工林、奥が広葉樹から成る斜面林がひかえる。

#### 河畔林、 新井田川



対象地区を南北に貫流する新井田川の右岸には河畔林が形成される。

#### 沢沿いの斜面林、 沢、 沢沿いの水田



2本の沢の間に水田が、外側には斜面林 が展開している。

#### 特徴のある集落



南に存在する小規模集落は、集落全体を屋敷林に囲まれ、特徴ある景観を形成する。

#### 社寺林/集落・屋敷を囲む緑



国の重要文化財に指定されている清水寺観音堂は、背の高い社寺林に囲まれている。



集落内の屋敷林・社寺林には、周囲から目立つ高さをもつ巨木も存在する。

#### 道路、 遺跡ゾーン



市道八幡坂線からは台地上の遺跡ゾーンが望める。

#### 縄文学習館

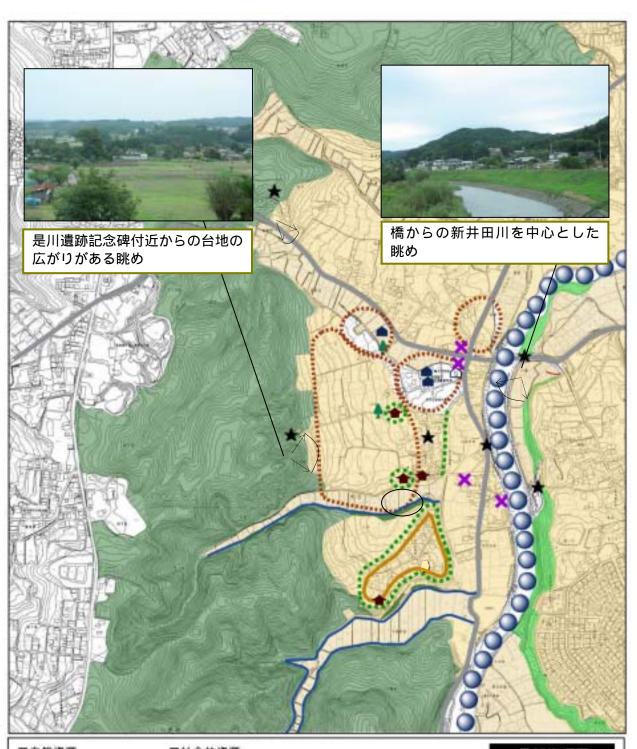


交差点付近には縄文学習館をはじめとし た縄文関連施設が隣接して整備されてい

#### 学習館前の飲食店



縄文学習館駐車場脇には飲食店が一軒あり、地元で生産された野菜の直売 コーナーもある。





# 2.配慮を要すると思われる景観

#### 道路沿いの屋外広告物

国道 340 号交差点



是川橋東側交差点



#### 縄文学習館前交差点(北西)



#### 縄文学習館前交差点(南西)



道路沿いには、交差点を中心として人工的な色彩の屋外広告物 (広告板、広告旗)などが多数設置されており、目立っている。

- ・ では、「縄文の里」の案内板も設置されているが、背後の広告板が目立つため、気付きにくくなっている。
- ・・の縄文学習館前の交差点は、対象地区内で最も屋外広告物の設置が多い場所となっている。
- ・ では個々の看板はそれほど大規模ではないものの、数が多く、雑然とした印象を与 える。

#### 眺望点での近景として現れる電柱・電線

市道八幡坂線沿い



道路途中の眺望点からは、山林を遠景に、近景として帯状に連なる沢(沢沿いの水田)が展開するが、手前に電線が並ぶ。

#### 物品などの集積





県道から清水寺へと至る参道は集落へ進入する主要なルートでもある。その沿道の敷地に、 道路から見える位置に物品が集積する。

#### 自然的景観の中の人工物

農地内の擁壁

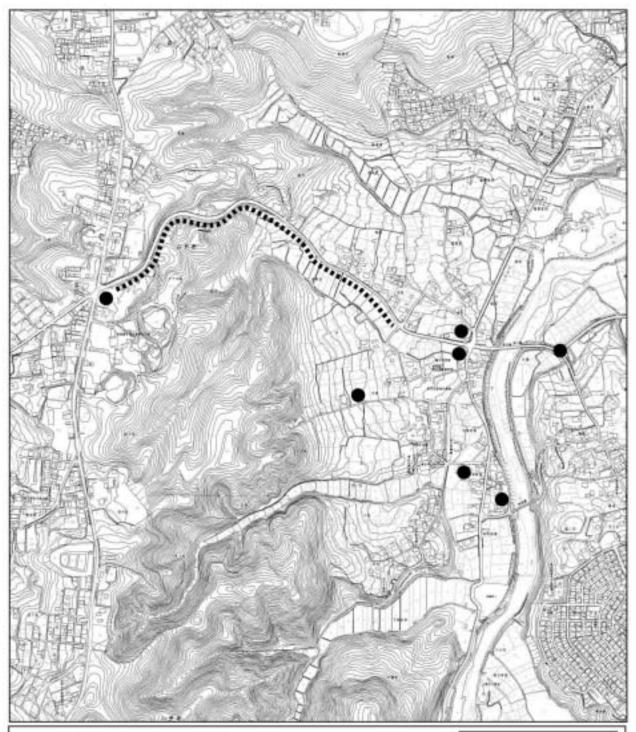


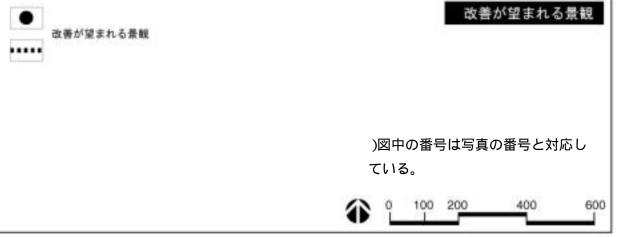
是川遺跡記念碑へ 向かう農道沿いの 畑地と山林の自然 的景観の中に、コ ンクリート製で直 線的な擁壁が現れ る。

#### 新井田川左岸貯木場



新井田川右岸から左 岸側台地面に向かっ て眺めると、貯木場が 手前に現れる。





# 3.エリア別景観特性と良好な景観形成に向けた取組例

調査対象地区を、景観特性の違いから以下の5つのエリアに区分し、それぞれの景観特性と良好な景観形成に向けた取組例について整理した。

- 1 農村景観エリア (台地面の農地や背後の山林が一体となった農村景観のエリア)
- 2 沿道景観エリア (台地面を十字に貫く地区内主要道路とその沿道景観のエリア)
- 3 河川景観エリア (台地を南北に貫流する河川景観のエリア)
- 4 新井田川右岸台地景観エリア (左岸台地上から東側への眺望の中景・遠景を形成するエリア)
- 5 是川縄文拠点エリア (是川縄文学習館を中心とした、縄文のイメージを形成する景観)

# 農村景観エリア (台地面の農地や背後の山林が一体となった農村景観のエリア)

点在する集落を包容する広がりのある台地面と背景の緑が一体となり農村景観を形成している。

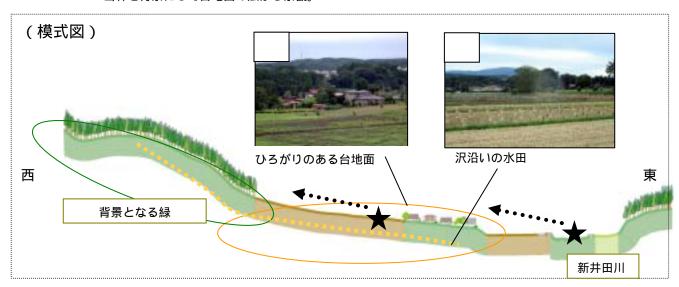


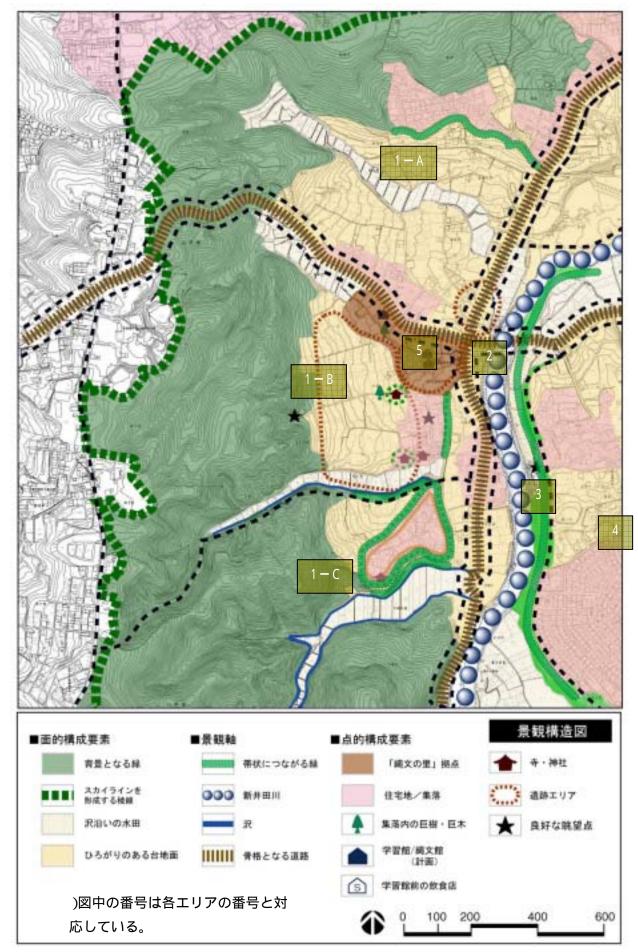
新井田川右岸から望む、左岸側台地を中心とした広がりのある景観。

特

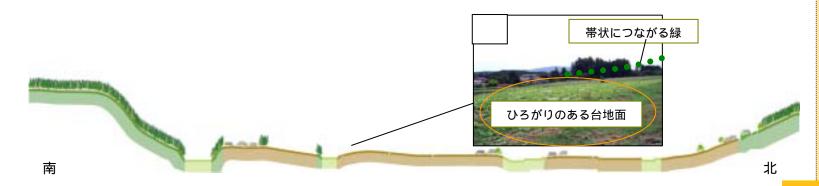
性

山林を背景にして台地面の広がる景観。





・景観軸となる道路や沢沿いの斜面林によって縁取られる景域( )から、3つのエリアに区分される。



1 - B (市道八幡坂線南側~観音堂南の沢」)

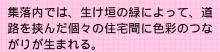
1 - C

集落付近から山林に向かっての遠景は広がらないが、生垣や社寺林・屋敷林等によって緑の多い景観を形成している()

1 - B

観音像へ向かう農道の途中で、山林に向かって台地面の広がる眺望が開ける()。







神社と巨木によって歴史を感じさせる 景観が形成されるとともに、景観の目 L 標となる。

集落を抜けるところで眺望がひらけ、 山林の濃い緑を背景とした畑地の広が りのある景観が現れる。

1 - A

#### 1 - C (観音堂南の沢~)

台地部分の多くを防風林に囲まれた農村集落が占め、特徴のある景観を形成している()、山林部の緑に食い込む沢と沢沿いの水田が、うるおいのある農村景観を形成している()、



集落全体が防風林として機能する樹林地に囲まれ、内側の家屋が殆ど隠れる。



起伏に富んだ山林に挟まれる形で水田 が形成され、うるおいのある農の景観 が展開する。

沢は直線的に整備されている。

#### 1 - A (市道八幡坂線)

高台に位置する八重坂団地からは、遺跡エリアを含む台地への眺望が開ける

水田の北側の山林は団地や住宅地として開発されているが、手前の帯状の緑が遮蔽的な役割を果たしている()。



なだらかなスカイラインを形成する山 林の手前に台地面が広がり、現代的な 外観をもつ住宅も点在している。



縄文館予定地付近から市道八幡坂線沿いの住宅が近景となり、遠景として北側の山林がスカイラインとなって現れる。

#### 山林

・継続的な樹林地の維持管理

#### 農地

- ・沢沿いの水田と斜面林の保全
- ・景観作物(コスモスや向日葵といった花き類など)を作付するなどの遊 休農地の有効活用
- ・農村景観と調和する建築物、工作物の整備の誘導

#### 集落

良好

な景観形

成

に向

げ

た取

組例

- ・集落内のつながりを形成する塀の生垣化の推進
- ・是川縄文の里らしさを感じさせる樹木や花きを用いた庭の植栽
- ・落ち着いた農村景観と現代的な人工物との調和(修景としての中高木の 植栽等)
- ・集落の特徴となる社寺林、防風林の維持管理

#### 眺め

・眺望点からの是川縄文の里らしさを感じさせる景観の保全

# 2

# 沿道景観エリア (台地面を十字に貫く、地区内主要道路とその沿道景観のエリア)

東西方向の道路(市道八幡坂線)は西側から新井田川に向かって斜面を下り、山林を抜けたところで水田や台地面への眺望がひらける( )。

南北方向の道路(県道島守八戸線)は新井田川沿いの低地を通っており、清水寺の参道付近では両側に家屋が建ち並ぶ景観が 展開する( )。

各方面からの是川縄文の里への玄関口となる縄文学習館前の交差点付近は比較的平坦な地形になっている()。

# 特 性



市道八幡坂線途中の眺望点からは、スカイラインを形成する山林を遠景に、近景として帯状に連なる水田が展開している。



県道島守八戸線沿道は、道路間際まで 家が建ち並んでいる。



交差点の南西部には、ランドマークと なる「縄文の里」のサインが設置され ている。

#### 屋外広告物

・広告物の設置に際しての眺望への配慮

#### 建築物・工作物

- ・眺望を遮る可能性のある沿道の建築物に対する高さ等に関する配慮
- ・周囲の景観と調和する建築物、工作物の整備の誘導

#### 植栽

良

好

な景

観

形

成

に

向

た取

組例

良好

な

観形成

に向

け

た取

組

例

- ・道路沿いの景観に彩りやおだやかさを与えるための、塀の生垣化
- ・玄関口となる交差点付近のにぎわい創出のための、是川縄文の里らしさを 感じさせるシンボル的な樹木や花きの植栽

#### 電柱・電線

・眺望を著しく遮る箇所での電線設置の際の景観への配慮

# 河川景観エリア (台地を南北に貫流する河川景観のエリア)

一部、コンクリート護岸整備がされているが、堤防上の道路沿いは草地が、右岸では河畔林や氾濫原を利用した水田が広がっており、緑の多い景観を形成している( )。

堤防上の道路や是川橋の上から、近景に集落と畑地、遠景に斜面の山林を望む眺望が得られる( )。 堤防上の未舗装道路から、新井田川左岸側に広がる縄文の里の風景を楽しむことができる。

# 特 性



是川橋の上の眺望点からは、台地と山林の広がりのある景観が望め、近景となる河畔林や 堤防内の草地など様々な緑も楽しめる。



堤防上道路は新井田川に沿って続いており、眺望を楽しみながら散策することができる。

#### 橋や護岸等

・橋などの建造物と河川景観との調和

#### 河岸や堤防沿いの緑・河畔林

- ・緑の多い景観を形成している河岸の草地、河畔林の保全
- ・堤防沿いでの、是川縄文の里らしさを感じさせる樹木や花きの植栽



西側山林の縁の、観音堂付近の眺望点からは、近景の台地とともに、遠景となる山林の稜線がスカイラインとなるおだやかな田園景観を形成している。スカイライン上に鉄塔が現れる箇所も存在する。



なだらかな台地斜面と手前の低い山林、遠景 の階上岳からなる、奥行きのある眺望が得ら れる。

#### 建築物・工作物

良好

な景観

形成

向け

た取

組

例

良好

な景

観

形

成

に向

げ

た取

組

例

- ・建築物、工作物を設置する際の、連続するスカイラインへの配慮 段丘崖斜面林
- ・眺望点から眺めた際に段丘上に形成された住宅地等を遮蔽する効果のある 段丘崖上の斜面林の保全

5

# 是川縄文の里拠点エリア (是川縄文館、学習館を中心とした、縄文のイメージを形成する景観)

今後、是川縄文館の整備と合わせて、利活用の拠点となるエリアである。

縄文学習館、是川考古館等が隣接している。周囲には樹林地が存在し、建造物等の色彩には統一感がある(、、)。

特 性



道路から縄文館への進入路沿いには植栽や 花壇が施され、緑の多い景観を形成してい る。駐車場脇の飲食店は人工的な色彩が多く 使用されている。



縄文学習館は現代的な外観となっているが、落ち着いた色彩と修景効果のある緑によって周囲から突出した印象が和らいでいる。

# 建築物・工作物

- ・建築物、工作物を設置する際の、是川縄文の里のイメージへの配慮 にぎわいの場
- ・玄関口となる交差点付近のにぎわい創出のための、是川縄文の里らしさを 感じさせる樹木や花きの植栽
- ・来訪者・地元の方々が集い、にぎわいの場となる空間の提供

#### 1 . 是川縄文の里周辺地区における景観形成の意義と必要性

「是川縄文の里周辺地区」は、台地に畑地が開かれ集落が立地し、段丘崖に緑が続き、沢沿いに水 田が営まれる、かつて八戸市郊外部で多く見られた農村景観を今に伝えている。また、全国的に有名 な縄文時代の遺跡で、国の史跡の指定を受けている是川遺跡が存在し、その出土品は学術上大変貴重 なことから当地の八戸市縄文学習館に展示・所蔵され、県内外から多くの人々が同施設を訪れる。

現在、八戸市は本地区において「是川縄文の里」の整備を推進している。その一環として「(仮称) 是川縄文館」が完成すれば、「是川縄文の里」における新たなシンボルが誕生するとともに、観光客 のさらなる来訪が想定される。また、本地区においては、八戸久慈自動車道といった都市施設等の整 備や住宅の更新が進んでおり、旧来の農村景観がこれから大きく変わろうとしている。

このような状況において、多くの観光客を迎え入れる、魅力的な里となるために、縄文遺跡と、か つての八戸市郊外部の原風景を思い起こさせる心休まる農村景観を構成する資源を活かし、本地区が 総体として「是川縄文の里」にふさわしい景観づくりに取組むことが重要な課題となっている。

八戸市では、平成 19年7月1日から「八戸市景観計画」を実施し、「八戸市景観条例」を全面施行 しており、市域全域について良好な景観形成を推進することとしている。

しかしながら、本地区の特性を踏まえると、全市一律の景観計画とは異なる景観形成の方向性や具 体策を検討し、行政、地域住民、事業者等、多様な主体が共通認識を持つことにより、良好な景観形 成に取組むことが重要である。

### 2.「是川縄文の里周辺地区」の区域及び区分

当該地域の景観特性や景観形成の具体策を考慮し、「是川縄文の里周辺地区」の区域及び区分を次頁の図に示すとおり定める。

是川遺跡を核として、是川遺跡が存在する台地と、台地を囲む山林、新井田川、本地区内を東西南 北に走る主要道路によって構成される。

#### 【「是川縄文の里周辺地区」の区域区分】

1 是川農村地区 : 是川遺跡が存在する台地の農村集落と背後(西側)の樹林地、台地

から一段下がった段丘上の住宅地

|2| 県道島守八戸線・市道八幡坂線沿道地区 : 地区内主要道路の沿道

3 新井田川・水田地区 : 新井田川、水田及び新井田川右岸の段丘崖の樹林地



#### 3.景観目標像

是川遺跡を核として展開する野外博物館「歴史・文化ミュージアム」のフィールドとなる 心休まる美しい田園景観・是川の里の形成

八戸市は「フィールドミュージアム八戸構想」において、本地区を野外博物館「歴史・文化ミュージアム」ゾーンとして位置づけている。

そこで、「歴史・文化ミュージアム」のフィールドとなる「是川縄文の里周辺地区」全域について、 是川遺跡だけでなく、本地区の「山林」や「新井田川」の自然、八戸市郊外部の農村景観を今に 伝える歴史・文化そのものも野外博物館を構成する重要な資源と捉えることとする。

そのため、多くの人々が、縄文の歴史、八戸市の歴史・文化に触れ、学び、楽しめる、心休まる 美しい田園空間 = フィールドの形成を目指す。(「地」としての良好な景観形成)

「歴史・文化ミュージアム」の魅力を増す地域資源の保全、歴史・農村景観と調和する各種整備の 推進を目指す。(「図」の良好な景観形成)

#### 4.景観保全・形成の方向性

(1)対象地区全体における方向性

#### 八戸市郊外部の原風景としての農村景観の継承

- ・田園に立地する、防風林や屋敷林に囲まれた集落景観を保全・継承する。
- ・農地境界の帯状の緑に縁取られる広がりのある畑地や斜面林に囲まれる沢筋の水田景観を保全・継承 する。
- ・田園の背後に連なり、本地区の背景となる段丘斜面部の緑及びその緑で形成されるスカイラインを保 全する。
- ・歴史景観・農村景観にふさわしい住宅建築、農業農村整備、都市基盤等の諸整備を推進する。

#### 是川縄文の里周辺地区内の主要沿道における良好な景観の形成

- ・本地区の主要道路である県道島守八戸線・市道八幡坂線沿道は、本地区を印象付けるルート・玄関口であり、是川の里にふさわしい景観形成を推進する。
- ・主要道路上の視点場(場、区間)からの是川縄文の里周辺地区への眺望を保全し、活用する。

#### 「歴史・文化ミュージアム」としての魅力、利便性、認知性の向上

- ・「歴史・文化ミュージアム」の利用拠点となる、八戸市縄文学習館、(仮称)是川縄文館周辺における、 重点的な歴史景観形成を推進する。
- ・「歴史・文化ミュージアム」における、地域資源の保全、周辺整備を推進する。
- ・「歴史・文化ミュージアム」における、農村、歴史景観に調和する、誘導、情報提供等各種サイン整備の推進を検討する。

#### (2)区域区分ごとの景観形成の方針

#### 【景観形成の基本的な考え方】

農地、屋敷林・防風林等の樹木、段丘斜面の樹林の保全

広がりのある農地景観の保全、自然・歴史的景観と調和する農地景観の形成 防風林に囲まれた住宅群や背後に樹林を配置する寺院などから構成される 特徴ある集落景観の保全

新井田川堤防上の道路からの眺めにおいて、背後の農村・歴史的景観と調和 する住宅地景観の形成

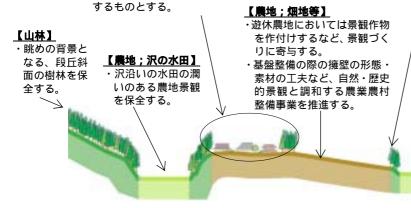
東側からの眺めにおいて、背景となる樹林、スカイラインを形成する上端部 の緑の保全

#### 【景観形成のあり方】

1 是川農村地区

#### 【特徴ある集落 、 建築物・工作物等】

- ・台地上の高台に立地する旧来の住宅群とそれらを取り囲む防風林からなる、特徴ある集落景 観を保全・継承する。
- ・建築物・工作物の整備に際しては、農村・歴史的景観と調和する形態・色彩、位置、高さ(周辺、緑から突出しない高さ)、素材とする。
- ・台地上部(是川遺跡記念碑のある広場)からの眺めに配慮し、屋根の色彩を田園景観と調和

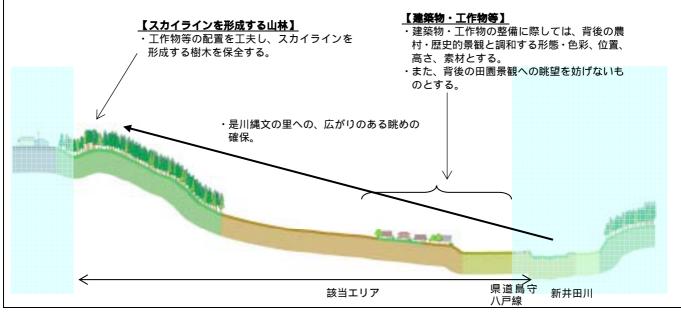


#### 【農地内の敷地境界の緑】

・広がりのある農地を縁取る緑を保全する。

#### 【是川縄文の里】

- ・遺跡等、地域資源及びその周辺整備(文化財等の保護を前提とした)を推進する。
- ・遺跡等、地域資源を結ぶ散策路、各種サイン整備により、魅力ある「歴史・文化ミュージアム」を形成する。



### 2 県道島守八戸線・市道 八幡坂線沿道地区

#### 【景観形成の基本的な考え方】

地域の特性(縄文時代、農)を活かした道路景観の形成 本地区への良好な眺望を得られる沿道景観の形成

#### 【景観形成のあり方】

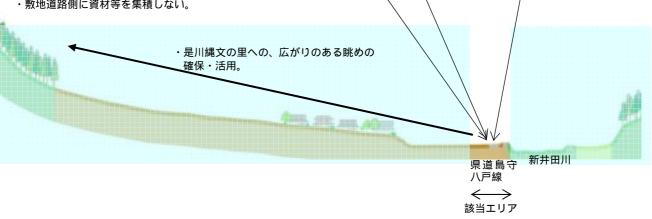
【道路沿道】

# 【交差点部】 ------・県道島守八戸線と市道八幡坂線沿道地区との交差点に おける、本地区にふさわしい玄関口としての景観形成

屋外広告物 ・屋外広告物は、眺望を妨げない位置、周辺景観と調和する形態・色 彩、位置、高さとする。

#### 建築物、工作物等

- ・沿道の建築物、工作物等は眺望を妨げない形態・色彩、位置、高さ とする。(主に市道八幡坂線沿道)
- ・沿道において、八戸市らしい樹種の植栽を行い、地域らしさを演出
- ・敷地道路側に資材等を集積しない。



#### 【景観形成の基本的な考え方】

# 3 新井田川・水田地区

水田や斜面林などの里山的な環境(二次的自然)と調和する、潤いある河川 景観の形成

・歩道、防護柵等に関して、農村・歴史的

・広がりのある眺望を得られる視点場にお

いては、広場を整備するなど、眺望を活

採用する。

用する。

景観にふさわしい、形態、色彩、素材を

段斤崖斜面の緑の保全

#### 【景観形成のあり方】

#### 【斜面林】 【新井田川】 ・「是川縄文の里周辺地区」 ・護岸や橋の整備の際は、河川周辺の水田 を縁取る、段丘斜面の樹林 や斜面林など、二次的自然と調和するも を保全する。 のとする。 【堤防上の道路沿道】 ・堤防上の道路路傍において花が咲きにぎわう、歩 いて楽しい散策道路景観を形成する。 ・台地方向へ良好な眺望が得られる地点における、 休憩広場の整備などにより眺望を活用・演出する。 ・是川縄文の 里への、広 がりのある 眺めの活用 県道島守 八戸線 新井田川 水田 $\leftarrow$ 該当エリア

#### 第4章 ┃具体的な景観保全・形成の方策

#### 1.「良好な景観形成のための行為の制限」の基本的な考え方

- ・八戸市は、平成19年7月1日から「八戸市景観計画」、「八戸市景観条例」を全面施行している。
- ・主体となる届出制度は、ある一定規模を超える建築物の新築など、周囲のまちなみや自然景観に大きな影響を与える行為について、事前に届出を義務付け、景観形成基準との適合について審査し、必要に応じて勧告や変更命令を行うものである。
- ・しかし、現行の八戸市景観計画は、市全域を対象とすることから、一般的な地域における比較的大きな規模の建築物等を対象としており、「是川縄文の里周辺地区」のような良好な農村景観が保全されている地域においては、届出対象行為を拡大するとともに景観形成基準を厳しくするなど、人工物等に対してよりきめの細かい厳格な届出制度が必要となる。



周辺から突出する規模の建物が出現すると、まとまりのある集落、田園景観が 損なわれる。



明るすぎる色など、このような色彩の建築物が出現すると、落ち 着きのある田園景観が損なわれる。

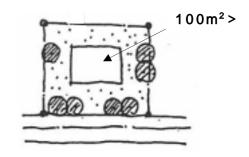
・そこで、「八戸市景観計画」の変更を見据え、「是川縄文の里周辺地区」に適用するのにふさわしい 地域限定型の「景観計画」を検討した。 基本的な考え方は以下のとおりである。

#### (1)届出対象行為の拡大(主なポイント)

#### 現行より小規模の建築物・工作物等を対象に加え、届出を要するものを詳細化する。

- ・ **1 是川農村地区**は、「是川縄文の里周辺地区」の田園景観を主に構成するエリアであり、新井田川の堤防上の視点場等からの田園景観への眺めにおいて、近景となる重要なエリアであることからきめの細かい景観形成が求められる。
- ・よって、**「全ての建築物の新築、増築、改築若しくは移転」を対象とする。**( ただし、10m² 以下の建築物の増築、改築、移転は届出を要さない。)
- ・2 **県道島守八戸線・市道八幡坂線沿道地区**、3 新井田川・水田地区においては、現行より小規模の建築物、工作物を対象とする。
- ・具体的には、一般的な木造 2 階建ての建築物の高さを超えるものについて届出を必要とする ものとする。例えば、建築物に関しては、8 mを超える高さのもの、建築面積は  $100 \text{m}^2$  を超 えるものを対象とする。(市全体では、高さ > 10 m 又は建築面積 >  $1,000 \text{m}^2$ )
- ・また、**煙突、排気塔などの工作物についても**8mを超えるものを対象とする。





#### (2)景観形成基準の厳格化(主なポイント)

**建築物・工作物等の形態・意匠の基準を厳格化する**:周辺の山並みとの調和、集落景観保全 建築物

- ・山並みや畑地の緩やかな傾斜との調和のため、**屋根形状は、基本的に勾配屋根とする。**
- ・集落内で高さが突出しないよう、**建築物の高さを原則地上2階以下とする。**(1)是川農村地区)

#### 工作物

- ・柵、塀等の設置にあっては、**できるだけ生垣や板塀とする**。
- ・電波塔その他これに類するものの設置にあっては、**周辺の山の稜線を分断する位置を避ける** とともに、**主要な視点場からの眺望を妨げることのないようにする**。

#### **建築物・工作物等の色彩の基準を厳格化する**:田園景観において突出した色彩出現を防止

・田園景観においては、原色や、蛍光色のような色彩は周囲から浮きたってしまい、このような色彩の建築物等が出現すると、それだけで、地域の景観が損なわれることから、建築物等の外壁や屋根の色彩、工作物の**色彩については、田園景観において突出した色彩の出現を防止するための基準**を定める。

#### *)マンセル表色系

マンセル表色系は色の3属性に基づいた色彩を表現する体系。3属性とは色相、明度、彩度の3つのこと。 色相

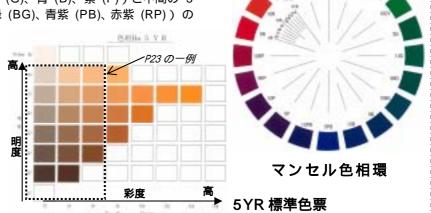
色の種類を示すもの。マンセル表色系では、これを基本となる以下の 5 色 (赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P))と中間の 5 色 (黄赤 (YR)、黄緑 (GY)、青緑 (BG)、青紫 (PB)、赤紫 (RP))の合計 10 色に分割して表示する。

明度

色の明るさを示すもの。 白や黒など色を持たないものを 無彩色という。無彩色の中で最 も明るい白を明度の10とし最 も明に黒を明度0とする。

彩度

色の鮮やかさを示すもの。 彩度は色のない無彩色を 0 として色の鮮やかさの度合いにより数字を大きく表示する。



# 2. 届出を必要とする行為及びその規模

下表の に囲まれている数字は、p15の区域区分の数字と対応しています。

/		規模に関する要件	
	行為の種類	市全体の届出規模要件	「是川縄文の里周辺地区」の届出規模要件
	建築物の新築、増 築、改築若しくは 移転	・高さ > 10m又は建築面積 > 1,000m²	1において:全ての建築物(ただし、10m²以下の建築物の増築、改築、移転並びに建築物に附属する柵、塀等で高さが1m以下のものの新設、増築、改築、移転は届出を要しない。)2③において:高さ>8m 又は 建築面積>100m²(増築にあっては増築後の、改築にあっては改築後の高さ及び面積をいう。)
2 .	建築物の外観を変	1の項の規模に関する要件に該当する	1において:全ての建築物又はこれに附属す
Ī	更することとなる	建築物に係るもので、外観(屋根を除く、	る柵、塀等(高さ1m以下のものを除く。)
1	修繕若しくは模様	立面の外壁部分。) に係る面積の 1/2 に	で外観(屋根を除く、立面の外壁部分。)に
1	替又は色彩の変更	相当する面積を超えるもの。	係る面積の 1/2 に相当する面積を超えるも
			<b>の。</b>
			2   3   において:高さ>8m 又は 建築面
			積 > 100m² の建築物の外観(屋根を除く、立
			面の外壁部分。)に係る面積の 1/2 に相当する
	<b>-</b>	<del>-</del>	面積を超えるもの。
3	アさく、塀、擁	高さ > 5 m	高さ>1m
ļ	壁その他これら		
工作物(	に類するもの	高さ > 13 m	高さ>8m
0	造の柱、鉄柱、木	同C > 13III	同C / 6III
の新設、	柱その他これら		
	に類するもの		
増築、	ウ煙突、排気塔	高さ > 13m	高さ>8m
	その他これらに	13,0	14C × 0111
築	類するもの		
改築若しくは移転	エ電気供給の	高さ > 20m	・同左
\ \ !+	ための電線路又		
移	は有線電気通信		
転	のための線路(こ		
	れらの支持物を		
	含む)		
	オー物見塔、電波	高さ > 13m	高さ>8m
	塔その他これら		
	に類するもの		
	力彫像、記念碑	高さ > 13 m 又は 築造面積 >	高さ>8m 又は 築造面積>100m²
	その他これらに	1.000m ²	
	類するもの		

<b>に</b> なる毛料		規模に関する要件		
	行為の種類	市全体の届出規模要件	「是川縄文の里周辺地区」の届出規模要件	
	キ 観覧車、コ-スタ -、ウォ-タ-シュ-トその 他これらに類す る遊戯施設	高さ>13m 又は 築造面積> 1.000m ²	・同左	
3	ク 自動車車庫 の用に供する立 体的施設	高さ > 13 m 又は 築造面積 > 1.000m²	高さ>8m 又は 築造面積>100m²	
)・工作物の新設、増築、改築若しくは移転	ケトクトに設 コは他るはす サ設そ類シこアラーのす 石物れの理施 汚が他る 高いののの設物焼こ理処 ガ料に貯用 処却れ施ですったがこれ ストガニ製 が料に貯用 処却れ施でする はいり スチ類蔵に 理施ら設のる ステリー・ ステ	高さ>13m又は 築造面積>1.000m² 長さ>20m	高さ>8m 又は 築造面積>500m ² ・同左	
4 .	の 工作物の外観を変	3の項の規模に関する要件に該当する	・同左	
1	エ1F初の外観を変更することとなる 多繕若しくは模様 替又は色彩の変更	工作物に係るもので、外観に係る面積の合計の 1/2 に相当する面積を超えるもの	leit	
ĝ	都市計画法第4条 第12 項に規定する 開発行為	土地の面積 > 3.000m² 又は 法面の高さ > 5m	土地の面積 > 1.000m² 又は 法面の高さ > 1m	
6. 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		土地の面積 > 3.000m² 又は 法面の高さ > 5m	土地の面積 > 1.000m² 又は 法面の高さ > 1m	
7 .	木竹の伐採	面積 > 1.000 m ²	地上 1.5m において幹の周囲 > 1.5m 又は面積 > 300m ²	
8.屋外における土石、 廃棄物、再生資源そ の他の物件の堆積		高さ>5m又は 築造面積>1.000m²	高さ > 2m又は築造面積 > 100m²	

# 3.行為の制限

#### (1)八戸市景観計画が定める行為の制限の「共通事項」

	市全体	「是川縄文の里周辺地区」追加事項
	・景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、周辺の良好な景観との調和に配慮すること。	・照明を上方に向けないこと。
	・行為地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮	ただし、祭りなどのイベントで一時的に使用す
	すること。	るものを除く。
八戸市景観計画が定める 行為の制限の「共通事項」	<ul> <li>・既存の樹木等がある場合は保存又は移植に努め、樹木等がない場合は緑化に配慮すること。また、特に道路等の公共空間に接する部分にあっては、その緑化に努めること。</li> <li>・投光器その他の照明による演出をする場合は、使用する光の色や照明機器から漏れる光の方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにすること。</li> <li>・景観地区、景観協定、市長の認定を受けた景観推進協定等の区域にあっては、それらに定める基準に従うものとする。</li> <li>・この景観形成基準を補完するものとして、別途策定する景観づくりの指針を充てる。</li> </ul>	照明は下向きにする 照明を上方に向けない

# (2)「是川縄文の里周辺地区」における行為の制限

「是川縄文の里周辺地区」全域に共通する行為の制限

   行為の種別(市景観計画に基づく)		行為の制限		
1」「何り作生力」(巾京観音	「凹に奉りく)	市全体	「是川縄文の里周辺地区」追加事項	
1 .建築物の新築、増築、 改築若しくは移転、 外観を変更すること となる修繕若しくは 模様替又は色彩の変 更		<ul> <li>・周辺の建築物等との連続性を考慮し、街並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう配慮すること。</li> <li>・室外設備等は、道路等の公共空間から目立たない場所に設置するよう、又は周辺景観に調和する修景措置を講ずるよう配慮すること。</li> <li>・色の選定については、景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、良好な景観の連続性や継続性、向上等に資するよう十分な配慮をすること。</li> <li>・周辺の良好な景観との色調(トーン)に配慮すること。</li> <li>・自然素材の持つ色を有効に活用するよう努めること。</li> <li>・緑が豊富な景域においては、緑を阻害しないよう、また、緑が映えるよう配慮すること。</li> <li>・彩度は、使用する色相により、周辺景観との連続性、調和等に十分配慮し違和感のないようにするとともに、基調色については8以下とすること。なお、準基調色にあっては、10以下とすることが望ましい。</li> <li>・色相P~RP(紫~赤紫系)の範囲については、基調色、準基調色とも、彩度6以下とすること。</li> </ul>	かな傾斜との調和を意識した勾配屋根とするなど、周辺景観に配慮したものとすること。  ・原色の使用を避け、周辺の良好な景観と調和した落ち着きのある色調とするとともに、外壁及び屋根にあっては次のとおりとする。 外壁:基調色:R、YRは彩度7以下、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RPは彩度3以下。明度8以下。 ( P20参照) 周辺の景観と調和した落ち着きのある色調とする 屋根:周辺の良好な自然環境を阻害しない色相、色調の使用に努めるとともに、明	
	素材	・周辺の良好な景観と調和する素材を用いるとともに、その質感(テクスチャー)を活かすよう配慮すること。 ・可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や、年数とともに周囲の景観に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。	と。	

行為の種別(市景観計画に基づく)		行為の制限			
行為の種別(市景観計	画に基づく)	市全体	「是川縄文の里周辺地区」追加事項		
	垣又は柵等	・周辺景観との調和に配慮し、必要最小限のものとすること。設置する場合は、法令で義務づけられている場合を除き、生垣又は透視可能な物の使用に努めること。	・柵、塀等の設置にあっては、周辺の良好な景観と調和した形態意匠とする。高さ 1.0m を超える場合は、できるだけ生垣や板塀とすること。また、金属フェンスの設置にあっては、無機質な色彩を避けるとともに透視可能なものとし、植栽等により緑とうるおいのある景観の形成を観形成に努めること。		
2 .工作物の新設、増築、 改築若しくは移転、 外観を変更するこ ととなる修繕若し	形態・意匠	・道路等の公共空間から目立たない場所に設置するよう、又は周辺景観に調和する修景措置を講ずるよう配慮すること。また、やむを得ず道路等の公共空間に接するときは、威圧感、圧迫感を軽減するよう配慮すること。 ・建築物に付帯する工作物は、建築物と意匠を揃えるなど、違和感のないものとするよう努めること。	・電波塔その他これに類するものの設置にあっては、周辺の山の稜線を分断する位置を避けるとともに、(仮称)是川縄文館、是川縄文守護観音その他主要な視点場からの眺望を妨げることのないようにすること。  主要な視点場からの眺めにおいて、 稜線を保全する		
くは模様替又は色 彩の変更	色彩	・色の選定については、景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、良好な景観の連続性や継続性、向上等に資するよう十分な配慮をすること。 ・緑が豊富な景域においては、緑を阻害しないよう、また、緑が映えるよう配慮すること。 ・自然素材の持つ色を有効に活用するよう努めること。 ・敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調(トーン)に配慮すること。	・原色の使用を避け、周辺の良好な景観と調和した落ち着きのある色調とすること。(建築物の新築等の場合における外壁と同様の基準とする。)		
3.都市計画法第4条第 12項に規定する開	方法	・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを 得ない場合は、法面は郷土種を用いて緑化し、擁壁は周辺の良好な景観と調和した形態及 び素材とするよう配慮すること。	(追加事項なし)		
発行為	その他	・敷地内に樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。	(追加事項なし)		
4 . 屋外における土石、 廃棄物、再生資源そ	位置及び 規模	・道路等の公共空間及び視点場となる丘陵、河川等から見えにくい位置及び規模とすること。 やむを得ない場合は、敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺 の良好な景観との調和に配慮すること。	(追加事項なし)		
の他の物件の堆積	方法	・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした堆積を行うよう配慮すること。	(追加事項なし)		
5 . 土石の採取、鉱物の 掘採その他の土地の 形質の変更	方法	・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺の 良好な景観との調和に配慮すること。 ・土地の形質の変更は現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配 慮すること。やむを得ない場合は、法面は郷土種を用いて緑化し、擁壁は周辺の良好な景観 と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。	(追加事項なし)		
	その他	・跡地は、速やかに、郷土種を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。	(追加事項なし)		
6 . 木竹の伐採	方法	・伐採は必要最小限とし、周辺景観との調和を乱すことのないよう配慮すること。 ・伐採後は、緑の豊富なところにあっては、可能な限り周辺の樹種・植生と調和する緑化を 行うなど、連続性を保つよう配慮すること。	(追加事項なし)		

		7000000000000000000000000000000000000	(-201)
区域区 ( 行為の種別 (市景観計画に基づく)	1是川農村地区	2 県道島守八戸線・市道八幡坂線沿道地区	3新井田川・水田地区
1 . 建築物の新築、増築、	・周辺の和風の建築物と馴	・建築物の最高高さは 13m以下とし、かつ、軒先や庇など建	・対岸から眺望したときの背景となることを意識した形態・意
改築若しくは移転、外	染む形態・意匠とするこ	築物の各部分の高さは当該部分から道路又は敷地境界線ま	匠とするよう配慮すること。
観を変更することと	ا کی	での水平距離に 7mを加えた高さ以下とすること。	
なる修繕若しくは模し			
     様替又は色彩の変更		・道路境界部に緑化できるよう、建築物の外壁もしくはこれ	
	周辺の和風の建築物	に代わる柱の面を可能な限り道路から後退させること。	
	と馴染む形態・意匠 とする		背後の山並み(スカイライン)と調和した形態とする
			・建築物の高さは、樹林から突出しないよう、13m以下とす
	・建築物の高さは、集落内で高さが突出しないよう、地上2		<b>వ</b> .
	階以下を原則とし、適度な軒の出を確保すること。		
	建築物の高さ	ا ا ا	
形態・意匠	は、周辺の建築	道路境界部に緑化 スペースを確保す	
	物や樹林から突出しないよ	ろべー人を確休する	
	うにすること	・沿道に単独で立地する場合(周辺に建築物等が無い場合)	
		田園景観の中に突出しないよう、周辺と調和を図り植栽を	
	・植栽の際は、周辺の屋敷林	行うこと。	
	と調和するよう、樹種、植	600000000000000000000000000000000000000	
	栽位置に配慮すること。		
		8 9	
	・本地区内の視点場からの	( A 20 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	
	眺めを意識した形態・意	the state of the s	
	匠とするよう配慮するこ 視点場からの眺めを意識する	周辺と調和を図り、植栽を行う(田園の中で建築物を隠す	
	と。		
色彩	-	-	-
素材	-	-	-
垣又は柵等	-	-	-
2 . 工作物の新設、増築、	・沢や沢に展開する水田の	・道路脇の電柱及び電線は、眺望の対象と反対側の沿道に配	-
改築若しくは移転、外	用水路の護岸は、周辺の	置する等、眺望の妨げとならないよう努めること。	
観を変更することと	自然景観との調和を図		
なる修繕若しくは模形態・意匠	り、石積みなど自然素材、 石積みな ど、自然景		
様替又は色彩の変更	伝統的な工法を可能な限   観との調和		
	り採用すること。		
	・工作物の高さは、周辺の建築物等や樹林から突出しないよ		
	う配慮すること。		
色彩	-	・電柱等は、周辺の既存柱との調和を考慮しつつ、背景に溶	-
		け込みやすい色彩とする。	

行為の種別(市景観計画に基	区域区分	1是川農村地区	2県道島守八戸線・市道八幡坂線沿道地区	3 新井田川・水田地区
3.都市計画法第4条第		-	-	-
12 項に規定する開発 行為	-	-	-	-
4 . 屋外における土石、		-	・資材、廃材、廃タイヤ、自動車等の野積みは行わないこと。	-
廃棄物、再生資源その				
他の物件の堆積			・やむを得ず堆積する場合は、道路から望見できないよう、	
			植栽等により遮蔽を行うこと。	
	位置及び 規模		植栽等で物品の集積を遮蔽する	
			道路から容易に望見できる場に置かない	
	方法	-	-	-
5 . 土石の採取、鉱物の	7374	-	-	-
掘採その他の土地の 形質の変更	その他	-	-	-
6.木竹の伐採	方法	・建築物の建築等、工作物の建設等に際しては、可能な限り 樹木を伐採せず、周辺の景観に配慮し、位置を検討してか ら同敷地内に移植すること。 ・移植が困難で止むを得ず伐採するときは、同数以上の樹木 を、周辺の景観に配慮し、位置を検討してから同敷地内に 植え、緑の確保に努めること。		

# 4 . 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物設置基準		市全体	「是川縄文の里周辺地区」追加事項
	共通事項	・景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、周辺の良好な景観との調和に配慮すること。	
	位置、形状、	・主要な視点場からの眺望を妨げたり、背景との調和を乱すことのないよう位置、形状、規模	・高さは8m以下とする。
	規模及び意	及び意匠に配慮すること。	・建築物の屋根または屋上には設置しないこと。
	匠	・幹線道路交差点付近の複数の広告物にあっては、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に	・野立看板を設置しないこと。
		配慮すること。	
	色彩	・基調色について、周辺の良好な景観に配慮した色彩を用いるよう努めること。	・原色や蛍光色の使用を避けるとともに、主要な色数は3色程度に抑えること。
		・安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しないこと。	原色や蛍光色の使用を避ける
	素材	・周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮すること。	-
		・耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう努めること。	
	照明	・照明機器は必要最小限とするよう努めること。	・ 照明機器は必要最小限とし、上方に向けないこと。
		・照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観	・ ネオン、回転灯、LED などによる点滅あるいは明滅を繰り返すものは設置しないこと。
		との調和を乱さないようにすること。	
	その他	・景観地区、景観協定、市長の認定を受けた景観推進協定等の区域にあっては、それらに定め	-
		る基準に従うものとする。	
		・この基準を補完するものとして、別途策定する景観づくりの指針を充てる。	

以上、「3.」「4.」のイラスト出典)「青森県大規模行為景観形成基準ガイドプラン」(青森県、H9)、「「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の概要」(平泉町)

#### 

「是川縄文の里周辺地区」における良好な景観の実現に向けて、展開することが望まれる取組、実際に取組を行う上で配慮すべき事項として以下のものが想定される。

良好な景観形成を推進するためのしくみづくり

#### 八戸市景観計画に基づく良好な景観形成の推進

- ・八戸市景観計画を変更し、本地区の景観形成の方針、詳細な景観形成基準を位置づけ、市景観計画の運用により良好な景観形成を推進することが望まれる。
- ・運用に際しては、後述する協働体制の整備など、是川縄文の里周辺地区の地域特性に即した住民 主体のしくみづくりや支援方策等が必要であると考えられる。

#### 良好な景観形成を推進するためのしくみのイメージ

地区住民全体及び事業者団体(設計、建築業界等)に対する十分な周知。

景観重要建造物、景観重要樹木の指定による、本地区内の景観資源の保全。

本地区の景観を構成する重要な公共施設の景観重要公共施設指定及び公共施設整備による良好な景観形成の先導。

#### 行政、地域住民、事業者の協働体制の整備

・今回の推進会議での検討を契機として、地域住民、事業者等からなる、是川縄文の里周辺地区に おいて良好な景観形成を推進する景観推進活動団体の立ち上げ及び行政の支援等連携体制の整 備をすることが望まれる。

#### 行政、地域住民、事業者の協働体制の整備のイメージ

本地区の景観形成を担う主な主体からなる、景観推進活動団体を立ち上げ、本地区の景観形成を推進。

歴史的景観、魅力的な農村景観を形成するための相談窓口の設置、専門家による相談受付・アドバイス制度、地域の自主的な景観づくりに関する取組み等への景観アドバイザーの派遣制度の整備の検討。

#### 「歴史・文化ミュージアム」の魅力を増す各種整備の推進

#### <u>魅力あるフィールドミュージアム(野外博物館)の形成の推進</u>

- ・本地区の景観形成の方針に基づき、是川縄文の里整備計画を推進し、(仮称)是川縄文館はもとより、遺跡復元ゾーン、縄文の森復元ゾーンの整備を図り、魅力あるフィールドミュージアム(野外博物館)の形成が望まれる。
- ・上記とあわせ、花いっぱい運動など、地域住民によるフィールドミュージアム(野外博物館)に おける魅力ある景観づくりを推進する必要があると考えられる。

魅力あるフィールドミュージアムの形成の推進イメージ

フィールドミュージアム内の関連資源を巡る散策路の設定。

関連資源の解説、ルート案内等、本地区内のサイン類の形態、色彩等の標準タイプの設定。 関連資源の保全と資源周辺の修景整備の推進。

散策路周辺における花いっぱい運動など、地域住民による景観づくりの推進、そのような取 組みに対する支援。

お土産と併せ地場野菜を直販する店舗など、地域住民間及び来訪者と地域住民の交流拠点の整備、上記散策路への位置づけ。

#### 本地区の主要道路沿道における良好な景観形成の推進

- ・本地区の主要道路である、県道島守八戸線・市道八幡坂線について、関係主体間の連携により良 好な道路景観の形成が望まれる。
- ・特に、本地区の玄関である、県道島守八戸線と市道八幡坂線の交差点において、背後に展開する 田園景観に配慮しつつ、「是川縄文の里周辺地区」であることをアピールする修景整備が必要で あると考えられる。

#### 主要道路沿道における良好な景観形成イメージ

周辺敷地の確保、イベント開催等を行うオープンスペースの形成、賑いの演出。

県道島守八戸線と市道八幡坂線の交差点部におけるサインの設置。

田園・歴史景観と調和する歩道(素材、色彩による舗装 等) 防護柵等の整備の推進。

歩道から本地区への眺望を阻害する電柱・電線の移動等、眺めへの配慮。

沿道における、青森・八戸らしい緑・花の植栽の推進。

#### 実際に取組を行う際の地域住民の居住環境への配慮

- ・提案内容の実施に際しては、地域住民への説明を十分に行うと共に、可能な限り意見や要望を反映させることが望まれる。
- ・また、将来見込まれる観光客の増加が住民の居住環境を悪化させることのないよう、基盤整備や 適切な観光客の誘導措置を行うなど、必要に応じた対策を講じることが求められる。

### 1 是川縄文の里周辺景観づくり推進会議委員名簿

委員氏名	委員所属機関・団体名及び役職等名	備考
小屋敷 忠治	中居町内会 副会長	
田中 義教	田中町内会副会長	
下館 敏	風張町内会 会長	
上野 裕正	是川地区振興会 会長	
北城 茂光	是川公民館 館長	副議長
村井 節夫	是川縄文の里整備事業協賛会 八戸商工会議所総務課長	
戸来 富美子	はちのへ女性まちづくり塾生の会 幹事	
松沢 成佳	縄文是川ボランティア 会員	
菱谷 博	三八地域県民局地域整備部 工事調整監	
風張 知子	八戸市観光課課長	
佐藤 勝夫	八戸市道路維持課 建設部次長兼課長	
石黒 一之	八戸市都市政策課 課長	
工藤 竹久	八戸市教育委員会文化課 文化推進監兼課長	
戸村 春樹	八戸大学 ビジネス学部教授	議長

# 2 推進会議事務局等

事務局:青森県県土整備部都市計画課(景観グループ)

調査業務受託機関:(株)プレック研究所

# 3 是川縄文の里周辺景観づくり推進会議開催実績

第1回推進会議 平成19年10月26日 是川公民館ホール

第2回推進会議 平成19年12月21日 是川公民館ホール

第3回推進会議 平成20年 2月15日 是川公民会会議室

先進事例調査 平成19年11月28日 一関市本寺地区